

厚生常任委員会

令和元年8月21日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎濱 真理子	○嶋田 善行	齋藤 文夫
中川 靖広	小城 世督	奥村 容子
坂口 議長		

2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	乾 善亮
総 務 部 長	面卷 昭男	住 民 生 活 部 長	加藤 惠三
福祉子ども課長	中尾 歩美	福祉子ども課長補佐	西川美奈子
長寿福祉課長	中原 潤	長寿福祉課長補佐	田口 昌孝
同 課 長 補 佐	羽根田久枝	健康対策課長	北 典子
同 課 長 補 佐	徳田 貴世	国保医療課長	猪川 恭弘
国保医療課長補佐	細川 友希	環境対策課長	東浦 寿也
同 課 長 補 佐	曾谷 博一	住 民 課 長	関口 修
同 課 長 補 佐	小澤香代子		

3. 会議の書記

議会事務局長	佐谷 容子	同 係 長	岡田 光代
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 中川委員、小城委員

委員長

おはようございます。

今日は全委員出席されております、定足数に達しておりますので、ただいまから、厚生常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 中西町長。

町 長

おはようございます。皆様暑い中お疲れさまでございます。

先日の大雨について簡単に説明させていただきます。これにつきましては、皆様のレターボックスの中にも入れさせていただきました。この間の雨は局地的な大雨でございまして、時間的にも50ミリという大雨が降りまして、かなり被害が出たところでございます。そのなかで、住居等ですね、床上・床下7か所、床上で1か所、床下で6か所の浸水があったということでございます。それにつきましても、石灰等の対応等、担当も配布をさせていただいているところでございます。今後、雨の状況をみながら、今までとまた違った雨の降り方でございます。全般的に今の地域を見直す中で、今後、その対応等どうしていくか、いろいろ検討していきたいと考えているところでございます。

あと、継続審査でございます。環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきまして、資源物共通指定袋モデル事業の各自治会に募集しましたところ8自治会から応募していただいたということでございまして、担当から報告いたします。各課報告事項、幼児教育・保育の無償化について、自動車誤発進防止装置設置の助成制度の創設について、担当から説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

委員長

ありがとうございました。それでは最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名いたします。

会議録署名委員に、中川委員、小城委員のお二人を指名します。お二人にはよろしくを申しあげます。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりで

ございます。

初めに、1. 継続審査を議題といたします。

(1) 環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて、理事者の報告を求めます。 東浦環境対策課長。

環境対策
課長 それでは、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきまして、ご説明をさせていただきます。

前回の本委員会でご報告を申し上げておりましたが、資源物共通指定袋モデル事業について、モデル事業実施自治会を募りましたところ、8自治会から応募があったところでございます。応募いただいた自治会は、高安自治会・三代川自治会・並松自治会連合会として並松西之町北自治会・並松西之町南自治会・並松中自治会・並松東之町自治会、そして幸進町自治会・夕陽ヶ丘自治会であります。世帯数は総数で申し上げますと、約600世帯となり、旧村や新興住宅など地域性も取れ、概ね当初計画のとおりといった状況であり、今後、全町実施に向け住民の利便性の向上や排出時における課題等の効果検証を行ってまいりたいと考えております。モデル事業実施期間につきましては、今月7日から開始をしており、10月末までの約2か半を予定しております。以上、資源物共通指定袋モデル事業についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
中川委員。

中川委員 来年の3月に各自治会で袋配布してますわな、その時は今までどおり、もう全部それに替わんの。

委員長 東浦環境対策課長。

環境対策
課長 現在モデル事業の実施自治会に今現在実施をしていただいております。て、実施自治会に対しましてアンケートを取らせていただきまして、その効果検証を行い、もし課題等が克服できるようでしたら、来年度より全町

実施に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

中川委員 課長、来年度って言われたらややこしいねんけど、来年の3月の配布のときには替えていくっていうこと。

環境対策 その通りでございます。

課長

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 それではこれをもって、質疑を終結します。

継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、2. 各課報告事項を議題といたします。

まず(1) 幼児教育・保育の無償化について、理事者の報告を求めます。
中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長 それでは、各課報告事項の(1) 幼児教育・保育の無償化について、ご報告させていただきます。資料の1をご覧ください。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が、令和元年5月10日に公布され、本年10月に引き上げを予定している消費税を財源とし、10月1日から幼児教育・保育の無償化が実施されることとなりましたので、その概要についてご報告させていただきます。なお、本資料につきましては、保育所、幼稚園等、幼児教育・保育の無償化に関する全般的な概要について記載しており、本委員会におきましては、全般的な概要と、福祉子ども課が所管しております主に保育所等における無償化の内容につきましてご報告させていただきます。後日、総務常任委員会におきましては、教育委員会事務局総務課が所管しております幼稚園における無償化の内容につきましてご報告させていただきます。

まず一つ目に、無償化の対象であります、幼稚園、認可保育施設、認

可外保育施設などを利用する3歳から5歳までの児童、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の児童であって、保育の必要性のある児童が対象となります。

二つ目に、無償化の対象となる施設等があります。資料の1ページの表をご覧ください。縦の欄に利用施設を、横の欄には保育の必要性に応じて、無償化の範囲を表示しております。まず、①保育所でございます。町立保育所や私立斑鳩黎明保育園等の保育所がありますが、先ほど申し上げました3歳から5歳までの児童、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の児童が無償化の対象となります。次に、②幼稚園（新制度）でございます。子ども・子育て支援新制度に移行している幼稚園、町立幼稚園がこれに該当しますが、保育の必要性の有無にかかわらず、無償化の対象となります。次に、③幼稚園（未移行）でございます。子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園、町内では法隆寺幼稚園がこれに該当します。新制度未移行の幼稚園につきましては、保育の必要性の有無にかかわらず、保育料と入園料の合計額、月額25,700円を上限に無償化の対象となります。次に、④預かり保育でございます。町内では、法隆寺幼稚園で実施されており、共働き世帯など保育の必要性のある児童についてのみ、その利用料月額11,300円を上限に無償化の対象となります。次に、⑤認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等でございます。認可外保育施設等につきましては、①保育所を利用していない人で、共働き世帯など、保育の必要性のある児童のみ対象となり、3歳以上の児童については月額37,000円を上限に、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の児童については月額42,000円を上限に無償化の対象となります。最後に、⑥障害児通園施設でございます。障害児通園施設につきましては、保育の必要性の有無にかかわらず、3歳以上の児童については無償化の対象となり、幼稚園、保育所との併用も可能となっております。

資料の2ページをご覧ください。（3）無償化に伴う手続きの概要でございます。表の縦の欄に先ほど説明いたしました利用施設を、横の欄に申請等の有無、手続きの方法等を表示しております。まず、①保育所、②幼稚園（新制度）でございますが、申請手続きは必要ありません。10月以

降の保育料が無償となる案内を9月に送付してまいります。なお、今回の無償化の対象は、通常保育分となっており、保育所の延長保育利用料につきましては、無償化の対象外となります。次に、③幼稚園（未移行）、④預かり保育、⑤認可外保育施設等でございますが、新たに子育てのための施設等利用給付認定の申請を行い、無償化給付の対象者として認定を受ける必要があります。最後に、⑥障害児通園施設でございますが、申請手続きは必要ありません。10月以降、サービスを利用する際に受給者証を提示することにより、無償化の対象の有無の確認が行われます。

次に（４）保育所における副食費の実費徴収についてでございます。

今回、3歳児から5歳児の保育料が無償化されることに伴い、食材料費の取り扱いについての基準が変更され、保育所における、おかず、おやつ、牛乳などの、いわゆる副食費について、これまで保育料の一部として保護者が負担してきた経緯があるほか、在宅で子育てをする場合でも生じる費用であること、授業料が無償化されている義務教育の学校給食や他の社会保障分野の食事も自己負担されていることを踏まえ、今回、無償化の対象外となり、各施設が徴収することとされました。このことから、資料の「町立保育所の保育料・給食費等徴収のイメージ図」のとおり、町立保育所につきまして、これまで副食費を含んだ保育料と主食費、月額900円を負担していただいておりますが、10月の無償化以降は保育料の部分が無償となり、副食費として月額3,600円、主食費として月額900円、給食費として合計4,500円を負担していただくこととなります。

副食費の額の積算につきましては、国におきまして、実際に要した副食材料費相当額を算出することを原則とするとされており、本町におきましても、町立保育園の過去5年の副食費の実績を参考に算出しております。実績では、副食費は月額4,100円程度となっておりますが、以前から実費徴収を行っている幼稚園の給食費につきまして、保護者の経済的負担を軽減するとともに、児童生徒及び園児の食育の推進及び体位の向上を図ることを目的として、1食あたり30円を補助しておりますことから、今回、保育所の副食費を実費徴収するにあたり、保育所の給食費につきましても、一定の軽減を行ってまいります。軽減額の考え方でございますが、幼稚園と保育所では、食材料費、給食提供日数が異なることから、幼稚園

給食費の1食あたりの軽減の割合が9パーセントであることに合わせ、保育園給食費につきましても、主食費と副食費をあわせた1食あたりの給食費208円から9パーセント、金額にしますと18円軽減し、1食190円×24日分、約4,500円、内訳としまして、主食費900円、副食費3,600円を保育所の給食費としてまいりたいと考えております。

また、国における食材料費の取り扱いについての基準変更に伴い、新たに副食費の徴収免除についても規定が設けられ、年収360万円未満相当の世帯の全ての子ども及び全所得階層の第3子以降の子どもについては、副食費が免除となります。なお、主食費、副食費ともに、金額については、各施設で実際に給食の提供に要した材料の費用を勘案して定めることとされていることから、私立保育所につきましては別途、給食費を積算され、保護者に金額を通知される予定でございます。

資料の3ページをご覧ください。(5)幼稚園における副食費の補助内容につきましては、教育委員会事務局総務課より総務常任委員会で説明されますので、割愛させていただきます。

次に、(6)今後のスケジュールでございます。8月に私立幼稚園、認可外保育施設等利用者が無償化対象となるための給付認定申請の受付並びに周知を行い、町立保育所運営委員会で副食費の額等の説明を行うこととしております。また、9月には町立幼稚園、保育所利用者に保育料の無償化等に係る通知を、また、私立幼稚園、認可外保育施設等利用者にも同様に、保育料の無償化等に係る通知を行うこととしております。また広く周知を行うため、9月号町広報紙、町ホームページにおいても周知を行い、10月からの無償化を実施してまいりたいと考えております。なお、9月町議会定例会におきまして、本制度の実施に必要な条例改正及び予算補正に係る議案の上程を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

以上、各課報告事項(1)幼児教育・保育の無償化についての説明とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
中川委員。

中川委員 財源は消費税を財源とするということなんで、町の減額になった部分というのはもう全額国からいただけるということでええかな。

委員長 中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長 幼児教育・保育無償化の費用の分担の割合なんですけれども、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1となっておりますが、公立の施設については町が10分の10となっております。ただし、市町村の地方負担分につきましては、国の地方財政計画に全額計上され、地方消費税及び地方交付税により財政措置されることとなっております。令和元年度につきましては、地方消費税の増収分がわずかでありますことから、市町村の負担に相当する額、私立の4分の1分と公立の10分の10の分につきましては、子ども子育て支援臨時交付金が交付されることとなっております。

中川委員 それと、無償化に伴う手続きで、申請が不要ということは0歳から2歳までの非課税世帯を税務課で確認して、福祉子ども課でそれをチェックして無償になる児童やということを庁舎内で確認するということなんかな。

福祉子ども課長 保育料の算定をする際に、市町村民税の所得割の課税額で階層を決めておりますので、現段階で市町村民税非課税世帯というのは第2階層という区分になっておりますので、ここの3歳未満児の方が0円という形になりますので、こちらのほうで確認をする同意を得ております。

中川委員 対象になる児童が対象になってなかったとか、対象じゃないのに対象になってたとか、そういう、また誤りがないように気をつけていただきたいと思います。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 それでは、続いて（２）自動車誤発進防止装置設置の助成制度の創設について、理事者の報告を求めます。 中原長寿福祉課長。

長寿福祉課長 それでは、各課報告事項の（２）自動車誤発進防止装置設置の助成制度の創設について、ご説明をさせていただきます。恐れ入りますが、資料２をご覧くださいでしょうか。

 高齢者の移動手段の確保や生活意欲の維持および交通事故時の被害軽減のため、自動車の後付け誤発進防止装置を購入及び取付けする者に対し、その費用の一部を助成する制度を創設するものでございます。

 助成対象となる方は、斑鳩町に住所を有しかつ町税等を滞納していない満70歳以上の方のうち、自動車運転免許証を保有している方で、対象となる後付け誤発進防止装置とは、自動車の停止時又は徐行時において、アクセルペダルが急激に踏み込まれたとき等に急発進を抑制される装置としております。

 助成対象自動車につきましては、道路運送車両法第3条に規定する普通自動車、小型自動車又は軽自動車であって、助成対象者が自ら使用する自動車におきまして、設置業者に依頼して後付け誤発進防止装置を設置する自動車であることとしております。助成額は、対象装置の購入価格及びその設置に直接要する費用に2分の1を乗じて得た額で、3万円を上限といたします。申請は1人につき1回1台までといたします。申請は、事前申請制で、本事業の実施期間は令和3年度末までとしております。

 施行日は令和元年10月1日とし、施行日以後に購入および取付けが行われた装置について適用することといたします。

 以上、自動車誤発進防止装置設置の助成制度の創設についてのご報告とさせていただきます。

委員長 ありがとうございます。報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。 中川委員。

中川委員 これは、町の単独事業。

委員長 中原長寿福祉課長。

長寿福祉課長 現在町の単独事業として進めておりますけれども、一応補助金のほうの申請も、今後、県に申請をできるならばしていきまして、まだ確定ではないですけれども、この事業費のうち幾分か助成が受けれたらというところのほうも進めているところでございます。

中川委員 対象となる方とかを条件つけてくるということはないねんな。その補助金もらえるにしても。

長寿福祉課長 現在検討しております補助制度につきましては、その辺は大丈夫でございます。

中川委員 町税等を滞納していない満70歳ってなったんねけど、滞納してはる人の車が被害者をつくってしまう、被害者にしたら加害者が滞納してようが滞納してまいが関係ないやんか。被害者を出さないいうことで言うたら、この「滞納」は抜いたほうがええの違うんかな、どやねやろ。

委員長 加藤住民生活部長。

住民生活部長 委員おっしゃる意味も十分わかるんですけれども、他の今こういう形の助成制度というのが、基本的にはこういったサービスを受けるにあたっては町税を滞納されていない方ということの規定させていただいておりますので、そういったことの全体的なサービスの提供に際しての公平性という観点から、今回もこういった町税の滞納については要件に入れさせていただいたというところでご理解のほう賜りたいと思います。

中川委員 たびたび、他の市町村ではとか他の事業とか、だいたい他のことばかりいつも例に挙げんねけども、これはこの装置を付ける人が優遇っていうんか、プラスになるっていうのかではなしに、やっぱり被害者をつくらないっていう、そっちの方向から見たら滞納してはる人も付けてもろといて

被害者が出やんようにしたほうがいいのかなという思いになんねけどね。
付けたからいうて、この人別に何が楽になるってということないやんか。

住民生活 委員おっしゃる通り、被害者の方の考えとか、そういった観点に立てる
部長 かと思うんですけども、誤発進でまずはその方自身を、身体的なそうい
った事故を起こす、事故を防げるというのがまず目的としてございますの
で、そういった観点でこういった今回につきましても滞納のないというと
ころの条件をさせていただいたということでご理解賜りたいと思います。

中川委員 理解はできませんけど、結構です。

委員長 他にございませんか。 齋藤委員。

齋藤委員 対象となる方、町民税を滞納していない方ってということですけど、非課
税はもちろん対象になりますよね。

委員長 中原長寿福祉課長。

長寿福祉 対象になります。

課長

齋藤委員 助成回数のところ助成対象者1名につき1台ということですが、
これ例えば奥さんと旦那さん1名ずつおったら対象者が2名になって、2
台分対象になるということなんですか。

長寿福祉 本人名義の自動車というところを条件にしておりまして、詳細には。ご
課長 夫婦いらっやって2台車、それぞれにそれぞれの所有の名義になってお
りましたら2台とも該当するということでございます。

齋藤委員 何台ぐらいをだいたい見込んでおられるんでしょうか。

長寿福祉 現在見込んでいるところは当初申請50人分を見込んで、まず9月のと

課長 きに補正をお願いしようかなと思っているところでございます。

齋藤委員 もし50人超えても、もちろん、これ申請があったら助成の対象になるということでしょうか。

長寿福祉課長 一応予算の範囲内としているところではございますけれども、予算を超えた場合、その状況によりまして流用などにより対応していきたいと考えているところでございます。

委員長 他にございませんか。 奥村委員。

奥村委員 この周知ですけれども、70歳以上の高齢者の方ということで、例えば自治会の回覧等回されるとか、そういうことはいかがでしょうか、考えは。

委員長 中原長寿福祉課長。

長寿福祉課長 現在、考えております周知の方法といたしましては10月号広報によりまして、1面を使いまして、まず広報していきたいと考えているところでございます。

奥村委員 対象者が高齢の方でもありますので、わかりやすい広報の仕方していただけたらありがたいかなと思っております。

委員長 他にございませんか。 嶋田委員。

嶋田委員 これ、そもそも補助金出す必要あんの。えっと、免許証返納やとかいろいろ言われてるわな、それに70以上の人で補助を出すということ自体ちょっと理解できひんねけれども。

委員長 中原長寿福祉課長。

長寿福祉課長 今回ですね、この制度を創設しましたことにつきまして、この事業の主旨のところにも関わってくるんですけども、私ども長寿福祉課といたしまして、高齢者の移動手段の確保や生活意欲の維持及び交通事故等の被害軽減のためというところで、まず高齢者の外出支援的などところも考えているところでございます。まだ車が運転できる能力があるのに、若干の不安があるためになかなか外に出れない方とかにもですね、その助成金をつけて安全装置を取付けることにより、安心して車に乗ることによって外出もできるのではないかと考えたところでもございます。

委員長 他にございませんか。 小城委員。

小城委員 いま、斑鳩町で把握されているこの誤発進に関する事故っていうのはどれぐらい発生しているかっておわかりですか。

委員長 中原長寿福祉課長。

長寿福祉課長 斑鳩町内の誤発進関係の事故での数字は把握していません。

委員長 よろしいですか。 坂口議長。

議長 これ県下では初やと思うんやけど、全国でどれぐらいの自治体でこういうことをされているのか、ちょっとわかってる範囲内でお聞きできたらと思います。

委員長 中原長寿福祉課長。

長寿福祉課長 現在私どもで把握しているところでは、東京都ですね、これは都道府県レベルですけども、東京都が7月から始められております。それと、おそらく栃木県だと思います、大泉町というところがございまして、そこが7月から始められている、この東京都と大泉町だけ把握しているところでございます。

議長 大泉町、たぶん群馬県やと思うねんけど。それはわかりました、他にはないということですね。

それともう1点、この本事業の実施期間が令和3年度末ということなんですけど、これ3年度末にされた根拠というか、それまでに新しい車は全部ついてくるのか、それとも3年度で切るということはどういった意味でこういう設定をされたんか、ちょっとお聞きしたいと思います。

長寿福祉課長 本事業ですね、まず年度を区切った理由といたしますのは、その実施期間を設けましたのは、とりあえず早期に申請を促したいためというところがございます。それとこの3年度末にいたしました理由と言いますのが、現在車検の継続、2回目以降の継続の場合が2年となっているところだと思いますので、この2年半の期間を設けることによりまして、この期間内に少なくとも1回は車検というものがあると考えております。そのタイミングでこの助成金を活用していただくこともあるのかなと思ひまして、まず2年半としたところでございます。

委員長 中川委員。

中川委員 令和4年以降に70歳になる人は対象にならへんのやろ。そこがおかしいやん。そんなん言い方したら。その2年半だけの70歳対象や言ってやで。

委員長 加藤住民生活部長。

住民生活部長 おっしゃるとおり、その時点でまた新たに70歳になられる方もおられるかと思ひます。いま現状として今新車の関係で、ちょっと古いデータになりますけど、2年前ぐらいに出荷されている新車の自動車でと、概ね8割程度はもうそういった安全装置がついている車が生産されているということですので、そういった2年半後に改めてその状況をまた見てみたいと思ひますので、必ずこれで終了するということではなし

に、その時点でまた改めて検討のほうさせていただきたいと思います。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 それではこの件については終わります。

他に、理事者側から報告しておくことはございませんか。

中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長 福祉子ども課より1点ご報告がございます。

7月10日に、あわ保育園におきまして、給食の提供時に小麦アレルギーのある0歳児に対し、本来おかゆを提供すべきところ、誤って、うどんを提供するという事故が発生しましたので、その内容につきましてご報告させていただきます。幸い、その児童は、家庭では少しずつアレルギーに対応するため、うどんも食べ始めていたところであり、今回の件で児童に健康被害は生じておりませんが、給食時における食物アレルギー対応の最も基本的な部分である「誤食の防止」という点におきまして、今回、人的ミスが生じてしまったことを重く受け止めており、事故の発生原因と再発防止策について、ご報告させていただきます。

まず、事故発生の状況でございますが、これまで、アレルギー対応が必要な児童の給食には、調理室において、お皿にラップをかけ、ラップに氏名を記入して保育室に運び、保育士が確認したうえで児童に食べさせるという流れをとっておりましたが、今回調理室において、誤ってうどんを入れたお皿にラップをかけ、氏名を記入して保育室に運び、保育士も氏名のみを確認し、そのまま食べさせてしまったことにより、誤食が発生したものです。今回の事故の原因としましては、調理室及び保育室の双方におきまして、誰かが確認しているから間違っていないだろうという意識が招いたものであると考えております。このことから、調理室におきましては、委託業者であります株式会社共立メンテナンスにおきまして、アレルギー対応食は必ず2人体制で調理を行い、1名が指示書を確認、1名が調理を

する、またアレルギー対応食は青色のラップをかけ、アレルギーの内容が分かる食札をラップに貼り付けて提供するよう対策を講じるとともに、調理員一人ひとりに対して、アレルギー対応に関する指導が行われ、事故発生の直後から、本社より調理指導員が常駐し、チェック体制の強化に努めております。

また、保育室におきましても、アレルギー対応食を提供する際には、必ず2人体制で、1人が指示書の内容を、1人がラップの食札と食事の内容を確認することとし、万一、アナフィラキシーショック等を起こした際の対応方法につきましても、園内で研修を行ったところであります。

今回、幸いにも健康被害は生じませんでした。命に関わる重大なミスであったことを調理員、保育士、栄養士、それぞれが再認識し、今後、同様の事故を二度と起こさないよう互いにチェック体制を強化し、安心、安全な給食の提供に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

委員長 他に。 中原長寿福祉課長。

長寿福祉 長寿福祉課から1点ご報告がございます。

課長 敬老会の開催についてでございます。本年は9月14日土曜日、いかるがホール大ホールにおいて開催をさせていただきたいと考えております。式典は9時30分から執り行う予定をしておりますので、議員の皆様には、ご臨席賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、開催案内につきましては、近日中にお渡しをさせていただく予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長 他にはございませんか。

(な し)

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお伺いいたします、お受けいたします。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。
続きまして、3. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、
お受けいたします。

齋藤委員。

齋藤委員 先ほど町長から、19日の日の雨、7か所とありましたけども、具体的
にはどの辺の地区だったか分かる範囲で教えてもらいたいと思います。

委員長 面巻総務部長。

総務部長 7か所の床上、床下等の関係ですけれども、床上浸水が1件でこれは興
留7丁目地内でございます。床下浸水6か所なんですけども、これが法隆
寺地区で2か所、興留地区で2か所、龍田のほうで2か所、計7か所とな
っているところでございます、以上です。

委員長 他に、ございませんか。

(な し)

委員長 それでは、私の方から1点申し上げます。

歩きたばこ及び路上喫煙の防止に関する条例の制定につきましてでござ
いますが、6月の当委員会で「もう一度基本のところから積み上げてい
って、ぜひとも将来的にはいい方向に進むようにということで、その段階
ではもちろん町と協力して行っていく」ということで終わっていたかと思
います。本日、委員皆様のご意見をお聞かせいただきたいと思いを。

齋藤委員。

齋藤委員 歩きたばこがですね、歩きたばこもそうですけども、車の中からポイ捨てがありまして、私もこの前議員報告でさせてもらいましたけども、かかるがバイパス、あそこの岩瀬橋から突き当りまでの間、西の方に突き当たる間、月2回路上と歩道をごみ拾いしているんですけどもね、だいたい300本ぐらいのたばこがあるんです。多いのがですね、路上なんです。ほとんどが8割方路上です。2週間で300本というのがですね、すごい数ですね。雨降ったり風が強い日はですね、だいたい60本ぐらいになるんですよ、ですから4分の1ぐらいになりましてですね、雨降ったり風が吹いたりしますと、溝からたぶん流れていって、それが川に流れて海に流れていってという形じゃないかなあというふうに思っているんです。もうひとつはやっぱり一番最近ではコンビニの袋、おにぎり食べてそのままポイ捨てしたり、マクド、名前出してあれですけども、ファストフードの袋のままポイ捨てしたりっていうのがだんだん増えてまして、またたばこの殻ですね、箱ですね、そういうのもありまして、一番ネックになって、ネックになってといいますか、原因っていうか、根本のものがですね、たばこのポイ捨てがなくなれば少しずつポイ捨てっていうのも意識がですね、変わってくるんじゃないかなというふうに思いますんで、ポイ捨ての、やっぱりきれいな町づくりをするための象徴として、たばこということに重点を置いてポイ捨てをなくしていきたいというふうなことでございまして、たばこのポイ捨てをなくす、また路上喫煙をなくすというのをですね、ぜひ厚生常任委員会の皆さんにご賛同をいただいて、なんらかの形でもって町民の皆さんにご理解をいただいて前に進めていただければありがたいなというふうに思っております。

委員長 他にご意見お願いします。 嶋田委員。

嶋田委員 今、同僚委員がおっしゃたようなことを、町としては、啓発はどのようにされておられるんですか。そこちょっと教えてください。

委員長 東浦環境対策課長。

環境対策課長 ポイ捨て等に対する啓発ではございますが、自治会の関係の学習会等でいろいろなお話をさせていただいたり、また地域での環境保全推進委員さんの活動でそういった事案をご報告いただいた中で、地域のほうにまた回覧等を回させていただく、そうした形で啓発をさせていただいているところでございます。

嶋田委員 そのポイ捨てって、自動車からのポイ捨てやと思うんですけど、それは町内の住居者だけやなしに、斑鳩を通られるいろいろな方がされてるんじゃないかなと推察はされます、そやからすぐに条例やなしに、まず啓発からやっていくと、結局道路沿いに啓発看板等を立てる、そこら辺見てまた対応していったらどうかなとは思いますがね。

委員長 他にご意見いかがでしょうか。 齋藤委員。

齋藤委員 やはり斑鳩町はですね、法隆寺がありましてね、やっぱり世界文化遺産があります。その文化遺産を目当てにね、多くのお客さん、日本、外国からも来られます。やはり世界遺産のある町がですね、文化遺産もすばらしかったけども、町もすばらしかったというふうな形でもってね、来られた方に帰っていただいて、そしてまたいい印象を持ってね、別の方、友達、家族、友人に伝えてもらって、斑鳩町はやっぱりすばらしい町だというふうなことも踏まえて、ぜひ前に進めていただければありがたいなというふうに思っております。やっぱり、啓発もありますけども、啓発、啓発って言いながらも、やはりずっと経ってきてまして、やはりマナーから、次はルールというふうな形でもって、前に一歩進めていただければありがたいなというふうに思っております。

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 委員さんおっしゃるのは、なんか岩瀬橋から西のほうを掃除してて、300本ほど落ちてるとかおっしゃってましたね。結局、斑鳩町全部をそういうふうに思っはるわけですか。

委員長 齋藤委員。

齋藤委員 私は、地域限定せずに、斑鳩町全域でというふうに思っております。

嶋田委員 だから最初は啓発でしょ。さっき町でどのようにやっておられるかって言うたら、斑鳩町内の自治会に回覧を回したりとやっている。それやなしに、看板でも立てて、斑鳩を通られる方、また斑鳩に来られる方、そういう方に注意を促すという意味で、啓発でまず様子を見ると、僕はそう思いますけどね。

委員長 ちょっと休憩をはさんでさせていただきます。暫時休憩いたします。

(午前9時46分 休憩)

(午前9時53分 再開)

委員長 再開いたします。
他に、ご意見ございませんでしょうか。

(な し)

委員長 それでは、この件につきましては、早急にどうのということではなく、じっくりと取り組んでいくということで、またこのことを忘れて消してしまうということではなく、しっかりと取り組んでいって、将来的にはいい方向に進めたいと思いますので、よろしくをお願いします。

これで終わらせていただきます。

他にはございませんでしょうか。

(な し)

委員長 これをもって、その他については終わらせていただきます。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。
なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けいたします。
中西町長。

町 長 (町長挨拶)

委員長 これをもって、厚生常任委員会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

(午前9時57分 閉会)

